

第428回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館会議室	担当書記	南 俊伍	
会議日数	自 令和8年2月4日(水) 至 令和8年2月4日(水) 1日間			
出席者数	委員定数13名中出席者12名			
出席委員	佐野 元彦	大久保 香里	大久保かおり	千野 力
	田島 政利	池沢 譲	白石 健一	吉田 俊彦
	石川 知子	鈴木 享子	牧 千瑞	飯野 哲也
欠席委員	岡本 知恵子			
県出席者	農林部副部長	長谷川 征慶	生産振興課長	吉田 義彦
	副 課 長	西川 美穂	主 任	来間 明子
	主 任	南 俊伍	技 師	富澤 輝樹
	水産研究所長	小川 和泰	担当部長	山口 光太郎
事務局	生産振興課長	吉田 義彦	副 課 長	西川 美穂
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について	承認
2	外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について	一部変更
3	埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について	承認

協 議

議案番号	件 名	結 果
	東京都知事免許内共第 11 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について（事前協議）	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
	埼玉県水産業振興計画の策定について	—
	特定水産動植物の採捕許可について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第 428 回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、13 名中 12 名の出席となっております。総数 13 名の過半数を満たすことから、委員会事務規程第 6 条の規定により、本委員会は成立致します。開会に当たりまして、佐野会長様から御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第 428 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。公務御多忙の中、農林部の長谷川副部長にも今回御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、来月の 3 月 1 日には、釣り人が待ちに待った溪流魚の釣りが解禁となり、新たな釣りシーズンが始まります。今年も少雨で、かなり水が心配で、どうなるのかと思っています。今年は全く雨がいないということで影響が出そうだなと懸念しております。本年度は昨年度と比べ、全国的に熊の出没が多く報告され、これも一つ特に溪流の方に大きい影響が出そうだなと思っています。埼玉県内でも、特に 10 月、11 月の出没が多く報告されています。県西部の観光釣り場からは、お客さんが減ったと聞いており、熊出没の増加により釣り人の動向に影響が出ているように感じています。溪流魚の解禁に伴い、釣り人が増えると思いますが、釣り場に向かう際には、熊避けの鈴を身に着けるなどの適切な対応を取りつつ、多くの方が釣りを楽しまれることを期待しております。</p> <p>本日の委員会では、審議事項 3 件、協議事項 1 件、報告事項 2 件を予定しています。委員の皆様には慎重かつ活発な審議をお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、御参会の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。</p>
司 会	<p>どうもありがとうございました。続きまして、農林部副部長の長谷川より御挨拶を申し上げます。</p>
副 部 長	<p>農林部副部長の長谷川でございます。第 428 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>佐野会長を始め、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。</p> <p>内水面漁業に関しましては、カワウやバスなどの外来魚による、水産資源の食害が問題となっております。カワウについては、県内の過去 30 年</p>

	<p>をみますと、平成8年の約7,300羽をピークに、ねぐらの除去や追い払いを実施し、ここ10年は1,000羽ほどの生息というところがございます。1羽あたり、1日500gの魚を捕食するということで被害が大きいものとなっていると思います。また、移動能力の高いカワウですけれど、関東最大のカワウの営巣地である、千葉県の市川行徳の湿地、東京湾に面した場所で、鳥獣保護区でもあるところですが、そこでは令和6年時点で、約14,000羽のカワウがいたことが確認されております。国の水産技術研究所によるカワウの行動調査により、行徳湿地から関東各地に飛んでいくことがわかっているとのことです。さて、昨年12月と1月には、ドライアイスを使った繁殖の抑制に向けた取り組みが行われました。本県職員も参加し、12月16日には147個の卵を、1月8日には1,014個の卵に対してドライアイスによる処理が行われました。この取り組みが続きますと、多くの釣り人が楽しめる河川環境になることを期待しているところでございます。</p> <p>本日の委員会では、審議事項3件、協議事項1件、報告事項2件となります。審議事項として、コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について、外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について、埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について御審議をいただきます。また、協議事項として、東京都内共第11号の遊漁規則の変更について、御協議をいただきます。報告事項としては、埼玉県水産業振興計画の策定と、特定水産動植物の採捕許可について説明させていただきますので、忌憚のない御意見をお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。では早速ですが議事に入らせていただきます。慣例によりまして、佐野会長に議長をお願いします。</p>
議 長	<p>それではこれより会議を開始します。</p> <p>本日は会議の傍聴人が5名いらっしゃいます。委員会事務規定第6条第3項に委員会の会議は公開とすると定めておりますので、委員の皆様には御了承をお願いします。なお、傍聴人の皆様におかれましては、委員会を傍聴するにあたり、事務局の指示に従ってくださいますよう宜しくお願いいたします。初めに議事録の署名人を指名させていただきます。委員会事務規程第11条で会長が指名することになっております。田島委員と牧委員をお願いします。書記については事務局をお願いします。</p>

	<p>本日は次第にございますとおり、審議事項3件、協議事項1件、報告事項2件あります。慎重かつ円滑に議事が進行しますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。なお発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開されますので御了承願ひます。</p> <p>次第に基づきまして進めさせていただきます。それでは審議事項第1号議案の「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」、まず事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議事項第1号議案コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について説明させていただきます。議案の内容は、コイヘルペスウイルス病まん延防止のために、平成16年5月から、現在まで延長されている委員会指示の期間を1年間延長しようとするものです。</p> <p>まず、背景を説明させていただきます。コイヘルペスウイルスは、1998年（平成10年）にイスラエルで発生して以来、各国で被害をもたらしています。日本では2003年（平成15年）に霞ヶ浦で初めて発生が確認され、その後各地で散発しています。どのようなルートで日本に持ち込まれたかは不明です。マゴイやニシキゴイといったコイ特有の病気で、発病するとへい死率は高く90%を超えることがあります。治療法はありません。なお、人への感染は確認されていません。「埼玉県での発生経緯」ですが、埼玉県では、霞ヶ浦で発生した平成15年に発生しました。「国の対応」ですが、内水面漁業の振興に関する法律により、国及び地方公共団体はコイヘルペスウイルス病等の伝染性疾病の予防及びまん延防止を図るため、移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。このため「県の対応」として、埼玉県では平成16年5月から埼玉県内水面漁場管理委員会指示により、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るとして、コイの生きたままの持ち出し及び持ち込みを禁止するとともに、水産研究所は河川パトロールを実施し、疑わしい場合はウイルス検査を行い、早期発見を図っているところです。次に全国における発生状況です。平成16年をピークに減少してはいますが、毎年発生しております。令和6年は、全国的には新潟県など14都道県において、合計23件発生しています。また、令和7年は全国で6県において、合計6件発生しています。埼玉県では、平成15年から現在まで合計40件発生しており、内訳は河川など天然水域での発生が19件、公園や個人宅の池で20件、養魚場での発生が1件となっております。平成24年からしばらく発生がありませんでしたが、平成31年に2件、令和3年は1件の発生がありました。河川では平成24年の東川（あずまがわ）での発生以降、見られておりません。</p>

	<p>委員会指示を継続する理由です。委員会では、平成 16 年から毎年「公共用水面における生きたままのコイの持ち出し及びコイの持ち込みを禁止」する委員会指示を行っております。コイヘルペスウイルス病の既発生水域の河川では 現在もウイルスが存在している可能性が高く、国は河川からウイルスを除くことは困難との見解を示しています。このため、現時点では、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示を継続する必要があると考えております。指示の内容は、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病(しっぺい)検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及び持ち込みをしてはならない」としております。指示の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間です。御承認をいただきましたら、この内容で告示をしたいと考えております。御審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは委員の皆様から、御意見、御質問等ありましたらお願いします。</p> <p>御質問御意見がないようですので、第 1 号議案を承認してよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは本号を決定することいたします。事務局で事務を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、審議事項第 2 号議案、「外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について」事務局から御説明をよろしくお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第 2 号議案について説明します。</p> <p>現在委員会では、在来魚に及ぼす影響や生息域の拡大等が懸念されるため、オオクチバスなど 4 魚種の外来魚について、再放流を禁止する委員会指示を出していますが、外来魚の再放流禁止を決議した平成 28 年 2 月の第 396 回委員会において、ブラックバスの釣り人などの業界への影響が大きいという意見があったことから「外来魚対策について、引き続き検討を行う」という附帯決議がなされました。その附帯決議に基づき、第 397 回委員会、第 398 回委員会及び第 401 回委員会で討議を続け、平成 30 年 2 月の第 402 回委員会、令和 2 年 2 月の第 408 回委員会、令和 4 年 2 月の第 414 回委員会、令和 6 年 2 月の第 422 回委員会において再放流禁止の委員会指示の継続が決議されております。また、審議の過程において、「外来魚のリリース禁止に一部除外水域を認めること」については、「他地域へ</p>

の持ち出し及び逸出(いつしゅつ)が完全に起こらないという条件が整うまでは、県全域で禁止を継続する」及び「次のステップに進めるような具体案が出た際に再検討をする」ということが確認されました。第408回委員会以降、確実に他地域への持ち出し・逸出がない管理が行える、というような具体的な提案が出ていないことから、現在出されている委員会指示を継続する案を提出させていただきました。では、御審議に先立ち、外来魚対策に関する事項について、情報提供をさせていただきます。これまでの外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の経緯でございます。平成12年にコクチバスが県内で初めて確認されました。コクチバスはオオクチバスに比べ、低い水温や、河川などの流れの強い所でも生息できるため、アユやヤマメなど水産資源の重要な魚種に大きな影響を及ぼす危険性があります。このため、平成12年10月10日に荒川、入間川、越辺川の3河川を対象に再放流及び生体の持ち出し禁止の委員会指示を行いました。翌年には入間川上流の有間川でも確認されたことから、有間川を追加しております。更に平成14年には群馬県境の神流川でも確認されたことから神流川を追加しました。その後は2年ごとに指示を継続してきましたが、水産研究所の調査から、チャンネルキャットフィッシュの生息域が拡大傾向にあるため、平成23年4月1日にチャンネルキャットフィッシュを追加するとともに、対象区域を県内の公共用水面に拡大しております。なお、この間、平成17年6月1日に外来生物法が施行され、特定外来生物の飼養、運搬、野外への放流が禁止されました。平成26年には、外来魚駆除事業によりオオクチバス及びブルーギルが相当量採捕され、生息域の拡大や、個体数の増加の恐れがあり、在来魚への影響が懸念されることなどから、これら2魚種を再放流禁止の対象魚種として追加しました。平成28年、平成30年、令和2年、令和4年、令和6年は委員会指示を継続しています。

次に御審議をお願いしたい委員会指示でございます。現行の委員会指示は、令和8年3月31日までとなっておりますが、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の外来魚は、依然として県内の広域で生息が確認され、生息域の拡大や、個体数の増加の恐れがあり、在来魚への影響が懸念される所です。指示内容につきましては、「オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャンネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であって当委員会が承認した場合は、この限りでない。」というものです。また、対象区域は、「県内の公共用水面」で現行の指示内容と同じです。指示の期間につきましては、「令和8年4

	月1日から令和10年3月31日まで」の2年間となっております。以上、御審議をよろしくお願いいたします。
議長	<p>前回の委員会で、水産業振興計画の策定を御審議いただいたときに、勉強会をやってはどうかということを提案し、本日早速やっていただいて、かなり昔から論議されてきたということを初めて知りました。さらに様々な意見があり、附帯決議がされているというのも初めて知りました。勉強会をやってよかったと思います。どうもありがとうございました。外来生物法もちゃんと知らないといけないなと思い、正式名称、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律っていうのが、ありまして、規制事項としては、特定外来生物と決まったものの、輸入、飼養、それから栽培、保管、運搬や屋外への放出の禁止というのが法律で、その法律に基づいてこれは県で施行されているというような作りになっているということでございます。先ほどの勉強会もございましたけれども、ただいまの御説明とこの議案について、御質問御意見があれば委員の皆様からいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>オオクチバスは日本に入り込んで、150年ぐらい経っているので、生態系の一部というか、確立してるところがあるのではないかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。</p>
事務局	<p>オオクチバスについての御質問だったと思っております。</p> <p>オオクチバス、確かに長い年月がたっているかとは思いますが、他の魚種に比べて、釣りにくくなっているというお話も伺っておるところでございます。</p> <p>ただ、他魚種も同様、在来魚を捕食し、外来生物法における特定外来生物としての取り扱いも、他の魚種と変わらないと考えておりますので、他魚種との同様の規制を継続する必要があると考えております。以上です。</p>
委員	<p>埼玉南部の都市河川においては、在来魚もかなり少なくなった段階で、オオクチバスの個体数が釣れなくなったという状況と、水質が悪化する恐れがある都市河川で、コイよりは水質に弱いとされていると思うんですけども、そういう魚が水域にいるということ自体が大切じゃないかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。</p>
事務局	<p>そういう魚種が必要ということでしょうか。</p>

委 員	生態系の中のサービスというよりは、都市河川で生き物がなくなった状況で、水産関係で、コイの放流とかやってきた経緯があるんですけども、そういうのとは違って、外来生物ですから、空いている生息環境をどんどん住みやすくして当初は爆発的に増えたかもしれませんが、今はある程度落ち着いているという状況があるので、確かに外来生物ということで駆除の対象の範疇のものになるかもしれませんが、それだけで考えていいものかどうかというところです。都市河川の生態系が一旦崩れてしまった状況で自然発生的にいる魚であるというところを、どう評価するかっていうか、自然の都市河川を自然として見た場合に、自然にいる魚であるというところが、都市の自然を見つめるものにとってはある程度価値があるんじゃないかなと思います。
事 務 局	今の御発言は、ひとたび川から生き物がもうなくなってしまったところに、新たに自然発生的に外来魚が出てきているっていう状況をかんがみると、そこを踏まえてどう考えるかっていうお話ですか。
委 員	組合っていうか、水産振興の場からすると、水産資源であるのである程度の有効利用みたいなものもなきにしもあらずかなということなんですけれども。
事 務 局	おそらく今までの議論にも同じように、漁協にとっては水産資源であるというようなお話があったのかと思います。一方、漁協さんによっては、分布が拡大してとても困っていて、駆除して欲しい、駆除の方法を教えて欲しいというお声もいただいて県としても駆除を委託したり、駆除方法について研修会をやっているという状況があります。確かにそういうものを資源としてもらいたいというお気持ちはわかりますが、そうすると、今までの議論の結果と同じように、周りに影響を及ぼさないような閉鎖的な区域が見つかれば、それは検討できるのではないのでしょうかというところに落ち着くのかなと考えます。
議 長	多分委員の言ったことは、その水域については、今はすでに確立した生態系の構成員になっているんじゃないかということ、それをどうするかっていうのをまたちょっと考えなきゃいけないんですけども、そういう事実が、特に下流域はあるというようなことではないかと思います。今のはオオクチバスということで間違いないですか。
委 員	オオクチバスだけです。

議 長	<p>わかりました。そういう水域もあるということです。それをどうするかというのを考えていかなきゃいけないということになりますけれども。では他の御意見はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>この委員会指示っていうのは、まず最初の質問ですけど、これは釣り人だけに発せられてるものではないんですよね。例えば子供さんが、捕まえられた、網や手とかですね、そういう場合にもこれは当然適用範囲になっているということで間違いないですか。</p>
事 務 局	<p>その通りでございます。</p>
委 員	<p>わかりました。年齢に関係なくということだと思んですけど、これ我々漁場管理委員会というのは知事の諮問機関の1つであるというふうに認識しております。県民から寄せられた声を真摯に受けとめるべきだと思ひまして、実は私のところに、地元で川遊びを一生懸命やっている子育て支援団体があるのですが、そちらの方から子供真ん中社会っていう考え方における外来魚のリリース禁止っていうのが、どうも非常にかみ合わないんですよねっていうことで、実は書面で1枚いただきました。これ発表したいと思うんですけど、もしよろしければ、ちょっと長いので議長にお許しただけければ、配りたいと思うんですけど、いかがでしょうか。よろしければ私音読したいと思うんですけど、5分もかからないと思いますのでおつき合ください。代読します。</p> <p>私は、埼玉県入間市にて子育て支援センター等を運営するNPO法人の理事です。</p> <p>子育て支援の一環として、乳幼児親子の自然の中でのいろいろな体験を実施しています。9年前より、入間川にて年間を通じて、毎週水曜日に遊ぶ取り組み(ねいちゃ〜はぴはぴ)を続けており「令和7年度彩の国環境大賞奨励賞」を受賞しました。</p> <p>私どもはこども家庭庁の掲げる「こどもまんなか社会」の考え方を大切にしており、その観点から考えた時に 外来魚リリース禁止の委員会指示に問題点を感じています。</p> <p>「決まり」は守るためにある、のが大前提です。こども達は大人が作った決まりを守ります。大人はそれを守らせる義務があります。現行の決まりでは、特定の生き物をこども達が手にした時、元の場所へ返すことも生きたまま持ち帰ることも出来ません。その場で殺すという選択肢しかないのです。大人でしたら、命を無駄にしない為に調理をして食べることも出</p>

	<p>来るかもしれませんが、こどもにはそれは難しいです。こどもにある選択肢は、生き物を殺す又は決まりを破る、の2つなのです。その2つにこどもの意思是反映されるのでしょうか？</p> <p>手にした生き物を大切にしたい気持ち、道徳心、万物に対する愛情など、どの観点から考えても2つとも良い選択肢とは思えません。加えて、この決まりをきちんと守っている大人の少なさも大きな問題だと感じます。大人が守れない決まりをこどもに守らせることは難しいです。そして、決まりがあるのに「守らなくていい」と教えることも難しいです。こどもの声を聞いた時、かわいそうだから内緒で家で飼う、というこどもが多くいます。殺したくない、命を大切にしたい、というのがこどもの率直な思いです。</p> <p>毎週水曜日の活動内で、年間約600人の乳幼児親子と出会いますが、その中で印象的な出来事がいくつかあります。一人の釣り人が、バケツを持って近付いてきて「この魚はコクチバス。決まりで川に戻せないから、こども達で好きなように遊んで捨てておいて。」とバケツごと置いて行ってしまいました。こども達は無邪気にバケツに手を入れ生きた魚の感触を楽しみ、魚の姿を観察し魚と触れ合うと、当然のように「お魚さん、バイバイしよう。」と川に返そうとするこども達。誰も進んで命を無駄にしたりしないし河原には捨てる場所などありません。</p> <p>そしてもう一つ。こども達と網で遊んでいると、ブルーギルが網に入ることがあります。スタッフが「この魚は川に戻せないし、持ち帰ることも出来ないからこのまま殺すしかないんだ。」と説明しました。すると、共に遊んでいたお母さんが「こどもに、無駄にしている命はない、と教えたのにそれが出来ないなんて。私たち親子はもう川では遊びません。」とおっしゃったのです。水辺の自然遊びの有用さを伝えたいのに、それでは本末転倒です。私のこの考えは、2023年4月に施行された『こども基本法』)に沿った考え方です。これは『こどもの権利条約』に基づいて作られています。政治や社会の仕組みを考える時に、こどもの利益を最優先すること、こどもの意見の尊重、学校や家庭だけでなく、社会全体でこどもを支えることが必要だとされています。</p> <p>特に自然体験がこどもの心身に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。全てのこどもの意志が尊重され水辺体験から地球が大好きになることを願っております。最後までお読みいただきありがとうございます。</p>
議 長	1つには先ほど申し上げたように、まず法律があつて、それを県として

は法律は遵守しなきゃいけないということがあって、それに対して元々外来魚を採ってはいけないというようなことになっているのに対して、この委員会指示というのは県としてどういうスタンスなのかっていうところの、1つの問題なのかなと思うんですよね。これが出ないからといって法律がなくなっているわけではないので、実は現状としては変わらないですよ。ただ県としての、メッセージに近いようなところじゃないかと思うんです。積極的に再放流ですけど、飼っちゃいけないって書いてあるんですけど、法律は飼っちゃいけない、再放流しちゃいけないってその時に子供さんがそういう現実があると、確かにそういうことになってしまうのでというような、その矛盾というか、子供を育てる上ではちょっと変な情報になってしまうなというようなことだと思います。ただ一方で今までかなりいろんな議論をやってきて、附帯決議のようなことになっているという現状を考えて、さらに漁協の方々或いは県の研究所は駆除をされているわけですよ。そういう現実があって、我々も何回か会議の中でもやっぱり子供のころから水辺に親しむことがまずその漁場利用を盛にするには一歩だっていうこともあって、やっぱりそうするとなかなか平行線になって、今までと同じ議論になってしまっていて、そこで進めるためには何か具体的な管理を、策を持った何かを提案して欲しいというのが、最終的なこの附帯決議になっているんじゃないかと思うんです。そういう意味では、やっぱり漁協関係、遊漁それから学識者の先生方とかがいらっしゃって、いろんな立場でいろんな御意見があるのかなと思うんです。

そういう意味で私が勝手に言っているのかわからないですけども、やっぱりいろんな人の意見を聞いて進めてもいいのかなと思うんです。漁連とか漁協の駆除をやっているって現実がある中で、どういう御意見を持っているのかとかですね、それからこの前出たのは、遊漁で食べていて、その遊漁の実態はバス釣りだという御意見もあって、だから産業としても実はその外来魚の釣りというのが実は産業を支えている部分もあって、多分それは場所によってかなり御意見が違うのかなと思うんです。そういう意味では、もっと広く意見を聞いて、今までかなり長い間論議してきて、この結論に前の会で至っているというところを、じゃあそのさらに覆すのかっていう話をちゃんとやらないといけないのかな。そんなに急いで今日結論出しましょうっていうのは私も難しいと思うので、もうちょっといろんな御意見を聞いてもいいのかなと思うんです。今日出していたのは、なるほどというふうに思いますので、もう少しそういう意見を聞きながら進めては、私はどうかなと思うんですけども。今日は1つの

	<p>勉強に、県側からの説明としてなりましたし、もうちょっといろいろ聞いてもいいのかなと思うんですね。ただ、大元に法律があるっていうのはちょっと、この県の規制だけで動いてるわけではないので、この法律というものを県が破るわけにいかないですから、その中でどういうふうに泳ぐかっていう中で、一部の湖とか漁協さんはしっかり管理をした上で釣りとして、生業をそれでやってる。つまりそこには漁協なりで放流ってことをしちゃってるわけですよ。というような釣り場としてのやり方もあるので、そういうのが埼玉県の中でできるところがあるのかとか、いろんなことがあると思うんですけども。少し勉強しながら進めて、少子高齢化の中で、その前にはこういう議論だったけども、こういうふうに進めていってもいいんじゃないのか、そういう条件を整え、どうしたらいいのかというような話に進んでいって、具体案が出てくるようならそれでやるのがいいのかなと。折衷案のような感じになっちゃうんですけども、簡単にはここでやめましょうとか、どうしましょうっていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども、私の個人的な意見で今日勉強会を聞いて思ったんですけども、何か他にそれに対してございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>確かにこれは難しい問題だと思うんですよ。そのリリースの問題1つとっても、確かに子供に命の大切さとか情操教育とか、そういった観点から言えば、その場で殺せっていうのは確かに抵抗あると思うんですよ。同時に生態系っていう部分から考えると、やっぱりバスは本来はいてはいけない魚ではあるんですね。バスがいて喜ぶっていうか、その恩恵に預かるてる人が、釣り人、あと釣具屋、あとはバス関係を出版してる出版社、その辺の思惑がいろいろ絡み合うので、なかなかこの辺は難しい問題なんですよ。武蔵漁協の場合は、基本、槻川と都幾川でここに生息しているのはやっぱりオオクチバスとコクチバス両者が生息しています。ただやっぱり、先ほど生態的なことが出たと思うんですけど、コクチバスっていうのは流れを好む魚で、オオクチバスっていうのはどちらかというと止水の魚ですよ。なので今は槻川に関しては9割がたコクチバスですね。実際のところ、それを釣りにこられる方も多いんですけども、それによってやっぱり本来の在来種が被害されるっていうことも、そういった側面もあるわけですよ。ですからその辺のところ、会長もおっしゃられましたけど、なかなか落としどころが難しいっていうところはあると思うんですけども、生態面からいったらやっぱりバスは本来はいてはいけないっていうのはあります。ただバスの恩恵にあずかっている人たちもいるっていうのもこれまた事実で、その辺でどうするかということだと思います。</p>

議 長	<p>なかなか簡単に答えは出せないと思っいてですね、今のはコクチバスですね。私は三重の方ですけど、結構三重はブルーギルはなかなかしつこいですね。そこだと小魚はかなりいなくなっちゃうっていう感じで、農業用のため池とか調整池ですけども、そういう面はあるかなと思います。</p>
委 員	<p>まず何らかの結論を今日出さないと、県としてまずいですよね。持ち越しってわけにはいかないわけでしょう。</p>
事 務 局	<p>そうですね、今回提案させていただいてます委員会指示の内容について、結論は出していただければと思っております。</p>
委 員	<p>会長のおっしゃる通りだと思うんですけど、私が申し上げたかったのは、今までこの委員会指示、特にこのリリース禁止に関して、私実は先ほど意見をおっしゃった委員と考え方は一緒です。誤解されないように言っておきますけど、ここ別にバスを擁護したい人間でもなければ、もともといなかったものがね、いないんだったら問題ない。ただ必要以上に、噂に流されて、釣り人が密放流したから増えたとかっていうのはおかしいということをおっしゃったし、あと、これ結局みんな増やしちゃうんじゃないか。つまりみんなってことはその当時の価値観で、内水面の水産に関わる人たちがみんな努力してよかれと思ったことの結果、今の状況がある。ブルーギルもね、ブラックバスもそのように個人的には思っています。なぜかといったら、養殖にまず成功しているのが、きちんとした我々が持つてる税金で運営された機関だからです。水産庁であり、水産研究所で関わってくる人が養殖に成功していますよね。釣り人が養殖したんじゃない。それを各地にしかも公的に放流したものが増えてって、我が県に入ってきたのも、いろんな漁業活動も水産も漁協も絡めた、私もですけど、大人たちがやったことで、今の結果があると思っています。なので、何で皆さんに子供真ん中社会の話をしたかっていうと、今までその場所のことばかりどっかゾーンニングするとかって言うたのですが、子供には責任がないよねっていう概念がなかった。ブラックバス自体がその外来生物法が入ってきたことで初めてこういう価値観に変わったのと同じように、ついこの間まで、2023年まで日本にはこども家庭庁ってなかったんですよ。この中で、子供真ん中社会、つまり子供の意思は最大限に尊重されなくちゃいけない。だから子供は魚殺したくないわけですよ、現場で。それを殺せって強要してるってこと自体、この委員会指示はおかしくないですかって話なんだと思うんです。しかも、これ県民が言ってるわけ</p>

ですからね、我々やっぱり県民の方を向いて本気で話を考えなくちゃいけないということを考えたら、もちろん駆除を今まで一生懸命してきた方なんですよ、入間川で20何年やってきた。でも、根絶は無理だと感じてます。だから、そういう中で考えると、これからも入間川はずっとブルーギルやコクチバスがいる状況の中で子供たちが遊んでいく。そういう中で子供たちに殺せって言うのかっていう問題を私はやっぱり、無視できなかったから、皆さんにこの文章を配りました。そうした中で、環境省の方の管轄かもしれないけど外来生物法の中で、去年からザリガニとかミシシippアカミミガメが、これ外来生物になりましたよね。ということは、一般的には飼っちゃいけないし、持って生体で移動するなんてのはもってのほかというのが外来生物法のはずなんだけど、ザリガニとミシシippアカミミガメは、特例がついたんですよ。なにかっていうと、生きたまま動かしてもいいし家で飼うのもいいんですよ。でも、他の水系に持ってっちゃいけないけど同じ場所に戻すならいい。これだからリリース禁止よりも甘々ですよ。特定外来生物の中で。なんでこんなふうな特例をザリガニとアカミミに付けたか、要はみんなが勉強したんだと思うんです。社会人間学という学問があるのかわかりませんが、あんまり厳しい法律を作ってもかえってみんなが守らなくなっちゃうってことですよ。それがわかってきたってこと。あと逆効果になりかねないと。どういうことかっていうと、絶対リリースしなきゃいけませんって言うと、こっそり持ち帰って家で飼うんですよ。私は実はそういう例は何例も知ってます。でもそれって本来、きちっと守らせなくちゃいけない特定外来生物法に反しちゃってるんですよ。だからリリースをしなきゃいけないって言ったために、本末転倒ってことが起こる。

だからこれはまた真面目な釣り人が本当に本県から逃げ出しちゃってるといふところもありうると感じています。リリースを僕はやっぱりしちゃうから、埼玉県では釣りをやめようって言っている方も何人もありました。そうすると、私は釣具屋さんではないんだけど、埼玉県の水産振興ってことを考えたら、この委員会指示が続いてること自体がいいことないってというのが今の実感です。本当のことを言うと、それは多分皆さん実は漁協さんも感じてるのがあるんじゃないかなって。だから漁協さんにゆだねる部分ももっと漁協の力を尊重して漁協さんがリリースしていいから判断をゆだねてもいいように個人的には思うし、少なくともこの子供、もうこれ世界的に批准されてる、子供の権利条約によると18歳未満というのは子供なんですよ。ですからこの18歳未満に関しては、今回、どうし

	<p>でも決めなくちゃいけないんだったら、それこそ委員会指示の特例として、18歳未満の子供は、その限りではないと。除外するということにしなければですね、いずれおかしなことになっていくな、もうすでにおかしいことになってるんですけど、考え直した方がいい部分だなというふうに強く感じています。ですから今日決めなくてはいけないということであればその委員会指示に関してですね、何らかのその付帯する部分、子供に関しては絶対つきたいし、その場所を言うんだったら各漁場に関しては漁協にその裁量権を持たせるようなね。だってこれだけ組合長来ていただいているんだから、漁協が決めてもいいことだと個人的にはすごく感じています。すいません長くなって以上でございます。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今、特定外来生物の関係で、委員から発言ありましたけれども、今アメリカザリガニですとかアカミミガメについてはですね、特定外来生物で移動や飼育が禁止されている生物の1つなんですけれども、その中で条件付き特定外来生物というくくりの中で、その適用除外をするということで、条件付きとしてその二種が指定されているということなので、特定外来生物は、移動とか運搬は禁止ということでございます。</p>
事務局	<p>条件付き外来生物にその二つが指定されたということで、規制後も一般家庭で今すでに飼ってるやつは、これまで通り飼うことができますよ、手続き不要ですよっていうのが、条件付き特定外来生物になり、いいわけですよ。新たに飼育は無理ということですよ。通常の外来生物規制の一部を当分の間は適用除外とする、規制の一部がかからない生物の通称ですという言い方をしていますので。また新たにどんどん持ってきてやってもいいっていうのは特定外来だから、生きたままの持ち出しとかそういうのは駄目ですよ。通常の今の特定外来なので。</p>
委員	<p>ザリガニはそれは可能なんじゃないんですか。</p>
事務局	<p>飼育しているザリガニはこれまで通り飼うことができますっていうふうに書いてあります。</p>
委員	<p>新たにザリガニを子供が捕まえちゃうのはどうか。リリースはいいんですか。</p>
事務局	<p>それは特定外来になりますから移動禁止ですよ。リリースは今のところはいいんでしょうね。採ってその場で放すのはいい。それをどこかに持</p>

	<p>っていくのは、新たに家で飼うのはだめという話です。あとは池や川など野外に放したり、逃がしたりすることも法律で禁止されていますと書いてあるので、その場で放すのはいいんでしょうけど、外来生物法上だとどこかに持ち出しとかはだめ。ブラックバスも当時はそうだったんですよね。届出とか出して、この個体が活着しているうちは飼えるみたいな感じでしばらく飼ってはいれた。ただ新たに持ってきて、買ってとかは許可が必要。</p>
委員	<p>本当ですか。間違いありませんね。ザリガニは採った場所に戻すのはいいけど、お家で飼ってから元の場所に戻すのはだめということですか。</p>
事務局	<p>特定外来生物なので新しくお家で飼うもできない。今飼っているザリガニは飼える。</p>
委員	<p>新たに飼うのはだめということですね。そうじゃないと確かにガバガバになってしまいますよね。飼ってたやつが飼えなくなったら、採ってきたところに戻すのはいいと説明を聞いたので、そんなに甘いのかと思っていました。</p>
事務局	<p>飼ってたザリガニを飼えなくなっただけで、個人の方の事情で飼えなくなっただけで、採ったところに戻すのは大丈夫なのかということ</p>
議長	<p>放出禁止だから駄目じゃないですかね。もう一回戻しちゃいけないですよ。</p>
議長	<p>議事を進めたいと思っていて、もう少し意見を聞いてもいいのかなど。新しく子供の視点からもみる必要もあるかもしれないし、漁業の経営っていうか、生態系も変わってきてるのかもしれないし、この頃地球温暖化で、大分資源管理っていうか、資源、漁業のあり方も変わってるのかなと思うので、私の提案としては、今すぐにこれを変えられるという状況ではないと私は理解しているので、とりあえずお認めいただいて、2年間にするのか、10年3月31日までなので、2年間でみんなで勉強して、一定の結論に至るように、努力していくのか。あるいは、これは県へのお願いになるかもしれませんが、来年までの1年間にして1年間で勉強して、少し練った上で、来年の1年にすれば来年の4月1日からの施行の分に意見を反映させるっていうのはどうなんだろうかっていうのが、私は折衷案じゃないんですけども。それについていかがですか。とりあえず、これを今、うんと変えようっていうのはいろんな人の意見もある意味じゃ聞いてない</p>

	<p>ので、県知事への諮問として私たちが強力に何か今、いろんな意見を聞いた上での委員会としての意見を持ち合わせないとかまとめることができないので、日延べじゃないんですけれども、1年でお認めいただいて、その間に少しいろんな側面からですね、見てみるのもどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。1年或いは2年勉強するとちょっと長いかもしれないんですけども、我々の任期っていつまでなんですか。</p>
事務局	<p>任期は令和10年の12月頭までです。</p>
議長	<p>これが今までの2年で行くと令和10年3月までなんで次の切り換えも同じメンバーでやれることになりまして、或いは県の方でいいのかわからないんですけど1年、ということで1回出していただいて、その間にもうちょっと論議を深めるっていうのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>同じメンバーでもめるのであれば。</p>
議長	<p>2年でももめますし、1年でも1年というのを私が簡単に言って県の方がいいよって言うてくれんのかちょっとわからないんですけども。その間に勉強するのはいかがでしょうか。1年っていうのも可能ですか。</p>
事務局	<p>委員会の皆さんの総意ということであれば対応させていただきます。</p>
議長	<p>申し訳ないですけど、とりあえず継続しよう。その間にいろいろ考えるのを1年にするか2年にするかちょっと御意見をいただいて、指示の案の下の日付をこのまま10年3月31日するか、9年3月31日にするかというところでいかがでしょうか。</p>
委員	<p>1年でぜひお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>あまり長すぎない方がいいんじゃないか。</p>
議長	<p>1年だからといって、急激に県がもうやらなくていいよって言うてるというメッセージにはならないと思うので、委員会指示は継続だけでも、いろんな形で意見を聞いた上で、何か改善できる場所があれば、委員会としてやってもいいのかなど。では、大変恐縮で私が仕切っちゃった感じになっちゃったんですけども、指示については、継続という形にさせていただいて、案とは変えて、今年の4月1日から令和9年3月31日までということで県の方いかがでしょうか。</p>

事務局	そうすると1年ということで指示期間を令和8年4月1日から、令和9年3月31日までということで承りました。
議長	ありがとうございます。ではそれでやらせていただくと。さらにこれからどういうふうに意見を聞いていくか、論議を深めていくのかというのもあるので、メールか何かで少し御意見を県の方で、委員の方から、どんなような勉強会ができればいいのかなっていうのを、要望みたいな形で吸い上げていただいて、どういうふうに今度やるのかっていうのもあるので、御検討いただくという形でいかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。事務局からメールの方で皆様の御意見をうかがわせていただくことがあると思いますが、よろしくお願ひします。例えば先ほど御意見の1つにありました、漁協さんにゆだねるというような、お話があったりしましたけれども、そのように、この委員会の皆様以外に関係者が出てくる場合は、その受ける側にも御意見を受けないといけない、いろいろ調整が必要になってくるかと思ひますので、皆様は忌憚のない御意見をよせていただければ、それぞれについて検討があつてと思ひます。よろしくお願ひします。
事務局	先ほどのアカミミガメとザリガニの関係ですけれども、資料とか今確認したら、他者から無償で譲り受けたり野外で捕まえてきて飼育することはできますが、一旦、飼育し始めた個体を野外に話すことは法律で禁止されていますということなので、委員がおっしゃった通り、川で捕まえてきて、自分で飼うには問題ない。一旦、飼育し始めた個体を野外に放すことは法律で禁止されていますので、私の認識が間違っていました。
議長	捕獲はマルになってて飼育もマルになってて、放出はだめなんですよね。なので、ある意味では生態系から見ると、家に持って帰ってもらおうというのは処分したのと同じなので、そういう意味では処分というか、生態的な考えでいけば駆除の一部になってる。戻ってこないとすればという考え方なんだと思ひますよね。
委員	その辺も参考にして、委員会指示をちょっと再検討したいです。
議長	どういう形で勉強会できるか、いろんな関係もあるかもしれませんが、少し委員の意見を聞いていただいて、指示期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までということで本案を決定したいと思ひま

	<p>す。事務局の方でその旨進めていただければと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>ちょっと長くなってしまいましたけど、ずっとやってきたことでありますが、やっぱり論点はあると思うので、ここで皆さんでちょっと理解を深めていければなと思います。では、次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして審議事項第3号議案ですね、「埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」ということで事務局から御説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第3号議案について説明させていただきます。</p> <p>第3号議案は、前回の委員会で事前協議を頂きました「埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」埼玉県知事から委員会に諮問があったものです。遊漁規則の変更認可にあたっては、漁業法第170条第4項により、内水面漁場管理委員会の意見を聴くことが定められています。</p> <p>変更の理由は、スマートフォンなどを利用した遊漁承認証のインターネット販売を導入し、遊漁者の利便性の向上を図ることです。</p> <p>新旧対照表を御覧ください。変更箇所は、第2条第2項の「遊漁の承認方法」、第8条第1項の「遊漁料の納入方法」、第10条第1項及び第2項の「遊漁承認証の交付の方法」のそれぞれの条項に「オンラインシステム」を加えるものです。埼玉東部漁業協同組合では、1月13日に臨時総会を開催し、遊漁規則変更について決議を得ています。また、今回の変更は遊漁規則に新たな制限を加えるものではなく、遊漁規則の認可の要件とする、遊漁を不当に制限するものではありません。事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それではただいまの御説明に御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。御反対がなければ、この通りに認める旨答申したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>ではこれを承認したいと思いますので、事務局の方でさらに、手続きを進めてくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、協議事項の「東京都知事免許内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について（事前協議）」ということで事務局から御説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>協議事項「東京都知事免許内共第 11 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」、事前協議の御説明申し上げます。</p> <p>第五種共同漁業権漁場において、組合員以外の者の行う採捕に対して制限を定める遊漁規則は、漁業法第 170 条で変更する場合の手続きが定められております。当県では漁協の総会議案内容に問題が生じないように、赤枠にありますとおり、内水面漁場管理委員会への事前協議を行っております。このたび、東京都知事から埼玉県内水面漁場管理委員会あてに、東京都知事免許内共第 11 号第五種共同漁業権遊漁規則について、変更事前協議書が提出されました。この漁業権は、江戸川に設定されている漁業権です。千葉県の松戸市漁業協同組合・市川市漁業協同組合、東京都の東京東部漁業協同組合、埼玉県の埼玉東部漁業協同組合の 4 つの漁業協同組合が共同で漁業権免許を受け、漁業と漁場管理をしています。江戸川の漁業権の免許権者である東京都知事から、埼玉県域を流れる江戸川について、当委員会に対しての事前協議が行われた次第です。その後は、協議の回答を踏まえ、漁協の総会にかけて議決を得ましたら、本申請を行い、改めて本委員会に諮問をさせていただき流れとなります。</p> <p>それでは協議事項の内容に移ります。東京都知事から内水面漁場管理委員会に提出された遊漁規則変更事前協議書です。次に変更理由書です。近年、漁業権魚種の遊漁に係る問い合わせが増加しており、遊漁者の需要に対応するため、電子遊漁券を導入します。これにより、紙媒体に比べ管理コストの削減が期待できるほか、遊漁料収入増加が見込まれるためとのことです。変更箇所は電子遊漁券の導入に関する部分であり、遊漁規則では第 2 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項、第 2 項になります。各条文中に「オンラインシステム」という言葉が追加されています。御協議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは今の御説明について御意見御質問等ありましたらお願いいたします。何かございますか。ではこの協議内容についてこのまま進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、報告事項の 1 点目、「埼玉県水産業振興計画の策定について」ということで、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より、報告事項「埼玉県水産業振興計画の策定について」報告させていただきます。前回の委員会でも御説明させていただいておりますので、前回の委員会以降の経過について御報告させていただきます。11 月</p>

26 日に開催した前回委員会では、事前に文書を提出いただいております委員の皆様御意見と漁協からの御意見の反映状況の御報告とともに原案を協議させていただきました。12月2日には、漁連理事会にて、県内漁協にも同原案を報告させていただいております。12月半ばには事前に照会通知を送っていた河川管理者からの回答がありましたので、意見反映をするとともに統計数字の見直しを行い、計画（案）を作成しました。1月30日に内水面振興法に基づく河川管理者への法定協議を行い、只今返答待ちの状況です。本日の委員会では、この振興計画（案）を報告させていただきます。後の手順としては、2月18日の漁協組合長会議で県内漁協にも（案）の報告を行い、法定協議の回答を待って、再度統計数字を見直しての最終調整を行い、今年度中に新たな振興計画を策定して、関係機関に通知する予定としております。

策定の趣旨における修正は、国土交通省関東地方整備局より、「現計画の取り扱いが不明瞭になると思うので、「前計画を変更、もしくは改定し、新たな計画を策定する」のような記載にはいかがか。」との修正案をいただきましたので、修正（案）のとおり「前計画を改定し」の文言の追加をいたしました。以降、統計数字は時点修正をしています。次に国土交通省関東地方整備局の1つ目の御意見・要望である、①「ア・イ・ウの並びにした理由」を説明する「主たる要因が「河川環境の変化」でなければ、ア・イ・ウの並びを変えて欲しい」がありましたので、「ア・イ・ウの並びにした理由」を説明するとともに、2つ目の要望②「護岸コンクリート等により隠れ家や稚魚の育成場が減少した」との表現や「魚道が整備されていない堰等により魚類の往来に支障が生じる」との表現について、「具体事例、根拠、場所等の事実やデータを示したうえで、結論を導いて欲しい。」との御意見でしたので、場所などの具体事例を入れるように修正しました。次に「河川管理におけるすべての段階・過程を対象とする」は、多自然型川づくり基本指針に関する県土整備部からの助言を受けて修正した部分です。前回第427回漁場管理委員会で御協議いただきました折に「カワウの生息数が減っているのに増加の表現を使うのはいかがか」という御意見と「外来魚の再放流禁止の委員会指示の発出が今後も継続する」とも、とらえられないよう「現在」の文言を入れたらどうかとの御助言を受けて修正したものです。なお、先ほど委員から、これら外来魚は密放流により現在各地に侵入したと考えられるという文言が、この振興計画の方に入っているという、御発言ございました。ちょっと編集したものとして御説明したいんですが、これを入れた背景としましては、特定外来生物

	<p>法ができる前から埼玉県漁業調整規則で、県内に表現が曖昧で申し訳ないですが、昔からいた魚以外の魚を移植する場合には許可を取らないといけないというのが定められています。今まで県の許可を取って、もともといない魚を放流の許可を出した例はございません。2010年頃に、秩父湖におきましてダムをためて、2年経っていないのに大型のコクチバスが見られるということで、水産研究所が調査に行っております。群れとして15から20ぐらいが泳いでおりまして、そちらの刺し網でとりましたところ、一番大きい魚が全長40センチぐらいで3歳、4歳にならないとそれぐらいの魚にはならないんじゃないかというものも採れまして、自然に、しかも上流のダムに入るのは人の手を介して、県として許可を出していない状態では密放流の恐れが高いだろうということで、そういった事実がございましたので、振興計画におきまして、密放流による県内各地に侵入したと考えられるというような表現を残しております。ただ、それが誰がやったかというところまでわかりませんので、釣り人の方がやったということは確定しておりませんので、そうは思っておりません。</p> <p>統計数字の修正と前回修正が見逃されていた部分の修正になります。前回の委員会で「河川を移動する資源の動線をもっとよくしていく施策について各分野に働きかけるような計画になるよう、文字ぶりを検討してほしい」との御要望を受けて表現を再検討し、修正したところです。メダカの金額の増減については、埼玉県養殖漁業協同組合より、より適切な表現の御助言をいただきましたので、御指摘通り修正しました。前回修正が抜けていた部分の追加修正です。なお、この他、今回、意見照会をした県土整備事務所及び市町村の河川管理者、及び関係機関としての県環境部からは、特段御意見はございませんでしたので、これらの意見を反映した「埼玉県水産業振興計画（案）」にて、河川管理者への法定協議を行っております。御報告は以上です。</p>
議 長	<p>どうもありがとうございました。 それでは委員の方から御意見御質問お願いいたします。</p>
委 員	<p>外来魚の密放流の「これらの」というのは、上にオオクチバス、ブルーギル、コクチバスが出てくるんですけど、これみんなそれを指してるってことですよ。今おっしゃった、要は県で認識してないのに、そのオオクチバスが繁殖してた、そのためそれは密放流だ、私もそう思います。密放流がなかったとは全然思ってないです。誰か密放流してるって事実はあるでしょう。その上で、密放流だけで増えたのかってことを考えた</p>

	<p>きに、この表現で結構問題があると思ったんです。これらの外来魚は密放流により県内各地に侵入した、そうでしょうか。例えばブルーギル、このブルーギルって魚って私が住んでいる入間川では2000年以降に急激に増えたんですね、これはずっと私漁協やってるんで。釣り人としても釣りをしてるんで、実感してるんですけど、どうしてもそのときに疑われるのが、琵琶湖から或いは琵琶湖経由の諏訪湖からの魚が入ってきている。つまり、それって釣り人が喜んでやったことではなくて、いろいろな漁業、内水面の漁業活動の中で魚が移入されてるときに混じってたんじゃないかと思うんですよね。ここに出てる外来魚だけじゃなくて、実は入間川には琵琶湖が原産と思われるような魚がたくさんいるんですよ。皆さんそう思いませんか。多分、入間川だけじゃないと思うんですけど、県内各地の川にワタカがいた事もあるし、ハスがいたこともあるし、いろんな魚が琵琶湖から来てるのは事実だと思います。それをさかのぼって考えていくと、要は我々の漁業の活動の中で移動してしまった。県は把握してないからといってそれは密放流ではないと思うんですよね。それを申し上げたかったんです。ですから、密放流っていうと釣り人には限らないけれど、誰かが意図的にやったことを指しますよね。そうじゃなくて人間の活動ってそうじゃないですか。いろんなものをばら撒いてしまうっていうところは、あるんだと思います。我々のそういう漁業活動、或いは釣り人がそういうふうにしたもちろん密放流もあると思います。だから密放流だけというふうには、感じられるような文章というのに私はちょっと抵抗を感じるんですね。ですから、まだ間に合うのであれば、そういう何か違った表現にさせていただいた方が、これは一般論になっちゃっているんですよね。でも実態が違うっていうことを明らかにしていったほうが、県民に対してより真摯な姿勢なのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
議 長	ありがとうございます。県の方いかがでしょうか。
事 務 局	<p>今回の振興計画については前回の計画の改定版とさせていただいてるところでございますけれども、事実として、前回の計画にはこの通り載っていたという事実もございます。一方、今まで2回、事前協議なども行っているところがございます。今回この表現については、そのように密放流のみにより、県内各地に進出したと読み取れるところもございますので、表現はちょっと検討させていただければと思っております。</p>
事 務 局	御意見ありがとうございます。ちょっと法定協議中ですので協議

	先との調整ができればということで、例えば等を入れるとか、そのようなことを検討させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
委 員	そうですね。本当はもう私も認識不足で前回の協議の時に、いろいろわかっていればよかったんですけど、私も知らないことがたくさんあって不勉強でした。ですから、これから間に合わないっていうのはね、仕方がないことだと思います。等を入れていただくだけでも、大分気持ちは違います。ありがとうございます。
事 務 局	ありがとうございます。委員がおっしゃったように、食糧生産の増加を目指さないといけない時期があって、いろいろな外来生物が導入されて、今それが特定外来生物に指定されているというのは、おそらく水産の世界だけでなく、世の中あることだと思います。時代の流れかなと思います。おっしゃったように、他の要因もあるのではないかと、そういうお話も含めてそれを背景に検討させていただければと思います。ありがとうございます。
議 長	そちらは、県に一任の形でいいですか。特にワカサギの放流とかで種苗放流とかで広まった可能性もあるということで、等という言葉が今出てきましたけども、それも含めて、もう県の方に報告事項でもあるので、御一任という形でも委員の方でよろしいですか。皆様、よろしいですか。では県の方に御一任させていただいて、御検討いただければと思います。他に御意見、御質問いかがでしょうか。では、御意見がないようですので、これで御報告の方は終わりにしたいと思います。 では続きの報告事項ですけれども、「 特定水産動植物の採捕許可について 」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。
事 務 局	特定生産動植物採捕許可事務取扱要領について説明させていただきます。特定水産動植物採捕許可事務処理要領ということでそもそもこれが何なのかっていうのを少し御紹介させていただきます。こちらは、水産庁ホームページに公表されている農林水産大臣が、許可を行う場合の事務処理要領になっております。皆さんもおそらく報道等で例えばシラスウナギが今年は1キロ何百万円だとか、シラスウナギの密漁で逮捕されたとかそういった報道を御覧になられたことがあるかと思いますけれども、まずその背景から少し御紹介させていただきたいと思います。趣旨及び制度の概要に書かれている通り、密漁について悪質化しているとか、資源に影響を与えているというのが懸念されているところです。本制度の肝になるところ

で、このような現状を踏まえて、平成 30 年の漁業法改正によって、第 132 条第 1 項において、悪質な密漁対象となる恐れが大きい特定水産動植物の採捕は原則として禁止とされました。この特定水産動植物が何かっていうのを御紹介させていただくと、そちらについては漁業法施行規則のほうで定められていて、アワビとなまこが当時記載されていたんですが、その後シラスウナギ、具体的には 13cm 以下のウナギが指定されたところがございます。これを受けまして、特定水産動植物の採捕が原則として禁止されている状況です。ただし、この適用が除外される場合として、漁獲割り当てがある場合だとか、漁業の許可を持っている場合、漁業権に基づいて漁業を行う場合が規定されてんですけども、この他に影響が軽微な場合として農林水産省令、先ほどの漁業法施行規則で規定されている場合がいくつかございます。この中に第 42 条第 1 項において、試験研究または教育実習のため、特定水産動植物を採捕することについて、農林水産大臣または都道府県知事の許可を受けたものが採捕する場合が定められているということでございます。こちらにつきましては、今申し上げた通り平成 30 年の漁業法改正で設けられたもので、本県では事務処理要領等も策定してなかったんですけども、今般、一部の漁業協同組合様から漁業権対象業種であるウナギについて、より適切な増殖につなげるため、この 13 センチメートル以下のウナギであるシラスウナギを含むウナギの試験研究を行いたいという希望があったことから、本県でもこちらに記載している、国の要領、そして他県の要領を参考に、要領案を作成しました。本委員会では法定事項ではないんですけども、水産資源に関するものということで報告事項ということで御紹介させていただきます。まず、国の要領については趣旨及び制度の概要は今説明した通りです。その後第 2 で許可についての考え方、許可基準、許可の手続き、特に許可の申請者ですね、国または地方公共団体とか学校、教育実習、研究機関ということで、行政法人や漁協、国または地方公共団体の委託を受けて試験研究を行う法人、農林水産大臣または都道府県知事が認めるもの等が記載されております。手続きについては様々な様式がこの後で定められているんですけども、そういう様式に基づいて、申請書を提出して、申請書にはこのようなことを記載してくださいと規定されているところがございます。審査及び実態調査ということで、農林水産大臣または都道府県知事は、この提出があったときには、審査を行うことを記載しております。許可または不許可の決定については、こちらの申請書をいただいたら審査と調査の上で、許可または不許可を決定する。また、後程紹介させていただきますけれども、1年以

	<p>内の適切な期間ということで許可の期間を定めることもできることがされております。この許可の決定の後に、第4としては許可後の措置ということでいくつか規定がございます。1つ目の許可証の携帯義務、発行した許可書を持っておきなさいということが規定されています。2つ目は許可に係る採捕の結果の報告ということで、県の特別採捕の方でも求めていますけれども、同様に求めることができます。また、3で許可の取り消し、4で許可証の記載内容変更について記載がございます。これが国の要領でございます、以降は先ほど申し上げた手続きに関する様式が一式続いております。ここまでが全体の説明です。</p> <p>こちらの他県の要領をベースに、本県として今策定している要領案がございます。こちらについては国や他県の要領を参考に作成した本県の要領案でございます。先ほど要領の内容を少し紹介させていただきましたけれども、本県で変えたところが3ヶ所ございますので、こちらについて御紹介させていただきます。まず許可の申請者で「許可の申請ができるものは次に掲げるものに限るものとする」ということで限定がされております。国や他県では、これが6まであってその1個は何かっていうと、委託を受けたものというのが含まれているんですけども、本県では特別採捕の方でもそうですけれども、委託元からの申請としているため削除しております。続いて、「その他許可をするかどうかの判断に関して必要と認める書類」という例示のほうで、国や他県ではないですけども、本県では県の特別採捕許可に準じて、一番最初に採捕区域を管轄する漁業協同組合の同意書の写しということで、追加させていただいております。続いてもう1つが、許可または不許可の決定です。許可する場合は先ほど期間の方で、国の方では1年以内となっていたんですけども、こちら県も特別採捕とあわせて、6ヶ月以内ということで変更しております。そして以降は先ほどから何度か出ております、県の特別採捕許可に関する事務要領とその審査基準になっております。こちらについては御参考でございます。本件は先ほども申し上げましたけれども、法定協議ではないのですが水産資源に関する事項ということで、委員会に報告するものでございます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>どうもありがとうございました。ただいまの御説明について御意見御質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>特定水産動植物、今想定している魚種は何ですか。</p>
事 務 局	<p>特定水産動植物というのは漁業法施行規則の方で、アワビ、なまこそし</p>

		<p>てウナギ、体長 13 センチメートル以下のウナギとなっております。アワビとなまこは本県ではまず採れないので、本県においては体長 13 センチメートル以下のウナギ、いわゆるシラスウナギだけが対象になると想定しております。</p>
議	長	<p>では、御質問ないようですので、これで報告事項を終了したいと思えます。それでは本日用意された議題のすべてが終了いたしましたので、議長 の任を解かさせていただいてと思えます。皆さん御協力どうもありがとうございました。では事務局の方に返します。</p>
司	会	<p>会長、どうもありがとうございました。委員の皆様も御出席ありがとうございました。それでは、第 428 回内水面漁協管理委員会を終了とさせていただきます。次回第 429 回は年度あけまして、5 月頃の開催を予定しております。また近くなりましたら日程を合わせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>